

即決落札規約

第1条 【目的】

この規約はJ U群馬における即決落札利用に関する固有のものとして定めるものであり特に明記のない場合はJ U群馬オートオークション規約を適用する。J U群馬オートオークション規約がこの規約と抵触した場合はこの規約が優先する。

第2条 【基本的仕組み】

1. 即決落札とはJ U群馬オートオークションで売買が成立しなかった出品車をJ Uコーポレーション社のJ Uナビ、アイオーク社の一発落札、オートサーバー社のワンプライス.NET、荒井商事社のAI-TRADERに即落価格(売りきり価格)を設定し掲載、売買する制度をいう。
2. 出品掲載期間は、原則として木曜日のJ U群馬オートオークションセリ終了から翌週月曜日正午までの5日間とし、以降は自動的に消去する。

第3条 【利用資格等】

J U群馬会員は即決落札を利用する事ができるが、落札する場合は、別途J Uコーポレーション社、アイオーク社、オートサーバー社、荒井商事社への申込を必要とする。

第4条 【手数料】

出品料(登録料)	無料/台
成約料	15,000円/台 (税別)
落札料	15,000円/台 (税別)

*手数料は諸事情により変更する場合がある。

第5条 【出品登録】

1. 出品登録を希望する場合は、即決落札出品申込書に必要事項を記入の上事務局に申込む。(FAXでの申込みも受け付ける)
2. 出品登録の受付期間は掲載期間の事務局営業日午前9時から午後6時までとする。
3. 出品登録が可能な車両は即決落札に掲載する週のJ U群馬オートオークション流札車両とし、搬出並びに掲載期間中に他のオークションへの出品は認めない。
4. 即決落札で売買が成立しなかった車両は、次回開催J U群馬オートオークションに自動再出品とする。
5. 評価点がない車両の出品登録は受けけない。
6. 出品登録の取り消しは原則として認めない。やむを得ず出品登録の取り消し又は即決落札価格を変更する場合は、J U群馬事務局へ必ず連絡をし、取り消し・変更の

確認をしなければならない。受け付けは事務局営業日午前9時から午後6時までとし、事務局休業日の取消・変更は受け付けない。

7. 出品登録車両の即決落札価格以外の訂正は出品登録取消とする。
8. 出品登録した車両の後日商談は受け付けない。出品登録中の二重売りに関するトラブルは全て出品店責任としJ U群馬は一切の責任を負わない。
9. 出品登録は書類の有効期限が当商組到着日を含め1ヶ月以上あるもの以外は受け付けない。

第6条 【成約・落札】

出品登録中車両の売買成立は、落札店が画面上にて落札申込ボタンを押した時点とし、成約及び落札の通知はF A Xにて行なう。

第7条 【キャンセル】

1. 出品店、落札店都合によるキャンセルは成約・落札日のJ U群馬事務局翌営業日の午後5時までに申し出る事とする。但し、搬出後の落札店都合によるキャンセルは認めない。
2. キャンセル費用は、出品店都合の場合ペナルティー10万円、落札店都合の場合ペナルティー5万円とし、申出側が全手数料・陸送代等を負担する事とする。

第8条 【クレーム】

1. クレーム受付期間は掲載終了日を含む5日間とする。（金曜日午後5時まで）
2. クレーム受付期間は遠方（北海道・沖縄・離島など）会員も掲載終了日を含む5日間（金曜日午後5時まで）とし、やむを得ない事情によりクレーム期間内に落札店へ車両が到着しない場合、または、J U群馬が認めた場合に限り、事前申請によりクレーム期間の延長を認める場合があるが事前申請が無い場合は認めない。
3. クレーム受付期間が当日限りと定められているクレーム事項については、搬出期限内に限り搬出前まで受け付ける。

第9条 【搬出】

1. 搬出は原則として入金確認後とする。但し、当商組が認めたものは、この限りではない。
2. 搬出時間は事務局営業日午前9時～午後6時までとする。但し、金曜日午後5時から月曜日午前9時までに落札した場合は、月曜日午前10時以降の搬出とする。
3. 搬出期限は掲載終了日を含む5日とする。

第10条 【書 類】

1. 書類の提出期限は会場開催日を含む9日間とする。

第11条 【計算書】

即決落札の成約、落札車両は当該AAの計算書に計上し、決済は掲載終了日を含む5日以内に完了しなければならない。但し、当該AAが月末開催の場合は翌開催の計算書に計上する事ができる。

なお、入金受付は事務局営業日午前9時～午後6時までとする。

第12条 【雑 則】

1. 下見代行は金曜9：00～16：00については受け付ける。

第13条 【規約の改定】

この規約を改正するには、流通委員会の答申に基づき理事会で可決されることを要する。

第14条 【施 行】

この規約は平成21年1月29日から施行する。

附 則 （平成21年2月1日改定）

第5条（出品登録）9、第9条（搬出）2、第10条（書類）の規定変更は、平成21年2月5日より実施する。

附 則 （平成28年11月1日改定）

第2条（基本的仕組み）1・2、第3条（利用資格等）、第7条（キャンセル）2
第11条（計算書）、第12条（雑則）1の規定変更および第12条（雑則）2の規定削除は、平成28年11月1日より実施する。

附 則 （令和2年10月1日改定）

第5条（出品登録）、第9条（搬出）、第10条（書類）、第11条（計算書）、
第12条（雑則）の規定変更は、令和2年10月1日より実施する。